

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（区画整理事業）割古Ⅱ地区）を行うことについて令和3年1月25日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において令和3年2月4日から同月24日まで縦覧に供する。

令和3年2月2日

香川県知事 浜 田 恵 造